

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第1回和泉市人権擁護審議会
開催日時	令和7年6月9日（月） 午後2時から午後3時まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	【人権擁護審議会委員】 園田会長、的場副会長、森副会長、松井委員、吉水委員、森委員、佐藤委員、梅津委員、渡邊委員、花谷委員、深阪委員、木下委員、駒澤委員、寺西委員、谷上委員、辻林委員 【事務局】 辻市長（挨拶後退席）、吉田副市長、土本総務部長、小池人権・男女参画室長、樋上人権・男女参画室人権・男女参画担当課長、廣田人権・男女参画室人権・男女参画担当総括主幹、中野人権・男女参画室人権・男女参画担当総括主査
会議の議題	1. 開会 2. 市長挨拶 3. 委員の委嘱 4. 審議会委員、職員の紹介 5. 案件（1）会長・副会長の選出 （2）（仮称）第2期人権教育・啓発推進計画策定方針（案）について （3）その他
会議の要旨	（仮称）第2期人権教育・啓発推進計画策定方針（案）について審議を行った。
会議録の作成方法	☐全文記録 ☒要点記録
記録内容の確認方法	☐会議の議長の確認を得ている ☒出席した構成員全員の確認を得ている ☐その他（ ）
その他の必要事項	会議：公開 傍聴者0名

1. 開会

2. 市長挨拶

本日は、大変お忙しい中、また、足元の悪い中にも関わらず、第1回人権擁護審議会にご出席賜り、心からお礼申し上げます。

また、平素より、本市の人権尊重のまちづくりに向けた取組みに対しまして、温かいご理解とご協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

さて、近年情報化社会の急激な発展に伴って、人権を取り巻く状況が大きく変化してきております。令和7年4月には、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されるなど、様々な人権に関する取組みが行われています。

本市におきましても、平成29年度に「和泉市人権教育・啓発推進計画」を策定し、各施策に取り組んでいるところでございますが、令和8年度末で計画期間が終了となることから、今年度から2年かけて次期計画を策定してまいります。策定にあたっては、和泉市の合言葉になっております「和泉発日本」となるような前例にとらわれない、和泉市独自の計画としたいと考えております。

また、本市における男女共同参画・DV防止への取組みを定めた、「和泉市男女共同参画行動計画」についても令和8年度末で実施期間が終了するため、次期計画を策定にあたっては、両計画を相互に連携するものにしていきたいと考えております。

本日の審議会においては、第2期人権教育・啓発推進計画策定にあたっての方向性を示した「（仮称）第2期人権教育・啓発推進計画策定方針（案）」について、ご審議いただきたいと考えております。

つきましては、委員の皆さまそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をお聞かせいただき、ご指導、ご支援のお力添えを賜りたいと思います。

結びになりますが、本日お集まりいただきました皆様の益々のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員の委嘱

4. 審議会委員、職員の紹介

5. 案件（1）会長・副会長の選出

案件（2）（仮称）第2期人権教育・啓発推進計画策定方針（案）について

【会長】

本審議会の運営に関する議事録作成についての対応を協議します。

議事録公表について、委員名簿は氏名を公表しますが、個々の発言と要旨については、単に委員と表記し要点の取り纏めとすることを各委員に確認します。また最終の議事録作成については、委員長に一任することを了承願いたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

はじめに、案件 2「(仮称) 第 2 期人権教育・啓発推進計画策定方針(案)」について、事務局より説明お願いします。

【事務局】

案件 2「(仮称) 第 2 期人権教育・啓発推進計画策定方針(案)」説明

【会長】

案件 2 について、ご意見、ご質問等はございますか。

【委員】

今回の第 2 期人権教育・啓発推進計画の策定方針の策定ということで、まず一つ前例にとらわれない新しい提案を積極的に取り組むということですが、第 1 期の計画の成果と課題などをしっかりと分析した上で、これまで培ってきた和泉市の人権行政をどう踏まえ、新たな人権課題、特にインターネット SNS 上での課題などをどのように反映させるのか。

市民意識調査をこの計画を作るに当たって、これは 10 年に 1 回実施しているので、経年比較できるような制度設計になるのかどうか。また、人権についての府民意識調査がこの秋ごろ実施されるが、大阪府との比較ができるのかどうか。大阪府との比較と和泉市のこれまでの経年比較ができるのかどうか。調査内容については専門家や、例えば被差別当事者のマイノリティの方々のご意見を聞けるような場作りを市として考えているのか。

調査数については、前回はサンプル数が 3000 人となっている。今回も当然この 3000 人は実施していただ

きたいが、今大学などのいろんな調査を聞いてみると、インターネットで答えるとかかなりの回収率が高くなるとかということもあるので、3000 人の調査とそれ以上上積みするのであれば、インターネットで回答できるような仕組み作りをすれば比較的若い世代の声を多く取れるかと思う。

また、この調査後の分析について、市独自で分析をして計画を作るのか、専門家の方々も交えて分析してその上で計画の柱としていくのか。

また、国の方で 6 月 6 日に人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）が閣議決定されたが、それも反映されるのか。

【事務局】

昨年度、第 1 期人権教育・啓発推進計画に対する進行管理を行うアクションプランを作成し、成果目標の進行管理を行っている。アクションプランを基に、第 1 期の計画の分析や、どのような評価ができるのか、成果があるのか、作成した内容を審議会に提示したいと考えている。

市民意識調査については、これから質問事項等を作成するにあたり、10 年前に本市が行った市民意識調査との経年比較や、府民意識調査等との比較も含め、審議会に提示し、質問事項等のご意見等いただきたいと考えている。

また、インターネットでの回答については、文書で約 3000 人を対象に調査を行う予定をしているが、その際、文書での回答以外にインターネットでの回答もできるような仕組みを今後検討していきたいと考えている。調査後の分析については、計画策定を事業者に委託する予定となっており、専門事業者の分析を入れながら、審議会でご意見等をいただきたい。

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）についても、国や大阪府の状況も踏まえた計画を作成したい。

【委員】

大阪市の港湾局の職員や、三重県の教職員による差別事象があり、公務員、行政職員が差別行為を行ったということで改めてこういった意識調査をやるのであれば、教職員を含めた職員の意識調査をしてはどうか。学校の先生方の中にも部落問題であったり様々な人権課題の人権教育を行う上でかなり悩んでいる方々もいて、どのように子供たちに伝えたらいいのか、行政職員がどれだけこういう人権課題への意識があるのかどうか、これからの研修のあり方なども含めて考えることができる、熊取町や芦屋市では人権や職員の意識調査がされたと聞いているので、せっかくこういう機会があるのであれば行政職員の意識調査

をされてはどうか。

【事務局】

他の自治体での事例を受け、令和6年度に差別事象マニュアルの改定を行い、市職員に対しては、管理職職員と希望する職員を対象に差別の対応マニュアルの周知および同和問題に関する職員向けの研修を行った。またご意見をいただいた職員や教職員を含む意識調査については、今後検討したいと考えている。

【委員】

資料1の3ページ、見直しのポイントの中で本市の各種計画の横断的なマネジメントを行うという箇所について、人権の侵害というのは、女性とか同和とか色々あると思うが、最近ではそれぞれがオーバーラップしている事象も多くなっている。こういった横断的な取り組みは必要だと思うが、今回横断的なマネジメントというのはどんなふうに具体的に考えられているのか。資料3の組織体系のイメージ図を前回のものと比較すると、男女共同参画審議会との連携が新たに加わっており、第4期男女共同参画行動計画と相互連携するという趣旨かと思うが、具体的にこの辺りを横断的な取り組みとして変えるというのが見えてくるといいかと思う。

また、市民の意識調査のところで、前回の調査対象を満16歳以上の市民としたのは、どういう基準だったのか教えていただきたい。

【事務局】

見直しのポイントの横断的な部分については、先ほどの説明と重複するが、アクションプランを作成し、各担当部署が人権の計画に基づいてどのような事業を実施しているかという調査したその結果を基に、なぜこのような目標設定でどのような成果目標を設定したのかというところは個別にヒアリングを行っていきたいと考えており、そういった面での各部門等の横断的な取り組みというところで考えている。また、資料10ページの推進体系イメージ図の中央のところ、和泉市の下に人権擁護政策推進本部と記載があるが、こちらは庁内の部長級職員が集まり、あらかじめ策定方針等を作る事前の段階で横断的な取り組みというふうに考えている。また今回新たに男女共同参画審議会との連携については、数点重複するような点があるかと思う。各計画について矛盾が生じないようにそれぞれ審議会が出た意見等を相互に情報共有できるような体制をとれたらと考えている。

また、意識調査の年齢設定につきましては、次回の審議会で回答させていただきたい。

【委員】

新しい活動計画については、活動指標、または成果指標といったものを取り入れると書かれているが、今までの取り組みの中に採用されて、それに改良を加えたものか、今回新たに指標を作ったのか、またこの指標については、どういう組織で、この指標を作成し成果に繋げていくのか。また活動指標の中身を充実していくのか。

また、業者選定についてももう一度業務の内容を説明していただけないか。

【事務局】

まず成果指標につきましては、前は私どもの方で計画の中でどのように人権の啓発・教育をしていくかという一定の課題を挙げ、その課題を解決するために、市の各担当部局の方で、どのように課題を解決していくかを考え、それぞれの課題の解決方法でそれに取り組むことによって、どのような成果目標を設定すれば良いのかを設定している。

成果指標とか活動事業をどういうふうなプロセスで組織として組み付けていくかについては、庁内各課の組織でまずは抽出し、それを和泉市の各部長級と特別職で構成する人権推進本部で諮って、和泉市としての成果指標あるいは活動指標を固め、その上でこちらの審議会にお諮りしたいと考えている。

事業者選定について、事業者には、市民意識調査の問題設定に係る質問事項の候補抽出、集計結果に対する分析、その分析結果や国や大阪府の計画状況を踏まえた新しい和泉市の計画策定の素案の作成を委託したいと考えている。

【委員】

これから成果指標や活動指標を十分活用され、次の計画のときにその内容を生かしていただいたら非常に生きた計画になるかと思います。

【委員】

事業者選定にあたっては、男女共同参画計画と一緒に計画策定を行う事業者を選ぶという認識で良いか。事業者選定する際、例えば入札ですと金額だけで決まってしまうので、選定事業者についても計画について理解があり、しっかり計画を作成してくれる事業者でなくてはならないと思うが、入札にするのかプロポーザルにするのかまた他の選び方があるのかどうか。

【事務局】

現時点で、入札で事業者を選定しようと考えている。本日の審議会で皆様にご意見を策定方針案に反映した上で、和泉市が作りたい計画を明確に示して事業者を選定したいと考えている。

さらに、和泉市の考え方あるいは事業者からどんな提案が出てくるかということも加味すべきと思っている。ただやはり費用面もあるので、入札を前提に今考えているが、募集要項や仕様書にどこまで市の考え方を書き込めるのか、その提案を求める要素がどれだけあるかということからはこれから詰めていきたいと考えている。

【委員】

入札になるとお金で決まってしまうので、事業者が創意工夫してこんなこともできるあんなこともできるとなれば、市がある程度固めたものだけをやるだけではなくて、提案事業者がもっと提案しやすいような中身とか選考の仕方があればと思い質問した。

【会長】

他に質問がなければ、いただいた意見について取りまとめの上、審議会の意見として市に提出したいと思います。取りまとめおよび市への提出につきましては私と事務局により調整させていただきたいと思いますが、私に一任していただいてよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

異議なしの言葉をいただきましたので取りまとめた内容について後日皆様にお示しさせていただきます。
その他、事務局より何かありますでしょうか。

【事務局】

資料１ 「９計画策定のスケジュール」を説明

【会長】

この件について何か意見はございますか。

ないようでしたら、これで本日の議題は全て終了しました。委員の皆様には慎重審議をありがとうございました。これより事務局お願いします。

【事務局】

園田会長議事進行ありがとうございました。最後に閉会にあたり吉田副市長からご挨拶申し上げます。

【副市長】

副市長の吉田康人でございます。本日は慎重なご審議誠にありがとうございました。恒例によりまして市長になりかわりまして、今日の総括をさせていただくことをもちまして、御礼のご挨拶とさせていただきますと存じます。

まず皆様方にご確認をいただきたいのは、昨年の12月に新たに作った和泉市人権教育啓発推進計画アクションプランでございます。作った目的は、今からお話することと、そして新しく作る計画に役立てていただきたいということとがでございます。これに関しましてのコメントからまずさせていただきたいと思うんですが、策定方針にもありました、業績目標と成果目標、どこが違うのかということを考えながら、このアクションプランをご覧いただきたいと思います。腕立て伏せを100回します。200回しますというのがいわゆる業績目標であって、その結果体力をどれだけ向上させますというのが成果目標としているところです。実際に見ていただきますと、その違いを混同されているものを多くまだ見受けます。この内容についてもぜひ審議会でご議論をいただきたいのであります。私達は人権施策を通じて、どういうことをやって何を目指していくのかということを議論していただきたいのであります。研修をやることが究極の目的ではないわけであって、研修をやることを通じて人権が守られるまちをつくる、そういうロジックになっているわけでありまして、果たしてこの業績目標と、成果目標が正しく設定されているかどうかということについてはぜひこの審議会でもご審議をいただきたいと考えております。

それに関連いたしましてご質問がありました、この指標は誰が決めるのかということでございますが、形式的に申しますと、市長が最終決定をすることになります。この審議会には市長に直結した附属機関として設置されておりますので、この市長が決定する最終案をここで決定するということになりますのでこの点についてもしっかりご議論をいただきたいと考えているところでございます。

次に、市民意識調査等についてもご議論が盛んに行われたわけでございます。この前に行われました男女共同

参画審議会においては、和泉市行政は市民意識調査一辺倒で、この基本計画を作るんですかということ、複数の学識経験者から鋭く指摘をいただいたわけでございます。私達としてはそれを受けてかなりこの策定方針も改善したつもりでございますが、まだ不十分なところがありますので、学術の成果等も含めたあらゆるエビデンスをベースに計画を作っていきたいと考えております。そして市民意識調査についても、ご意見ありましたように、他部署が実施する市民意識調査的なものもぜひ参考にしていきたいと思っておりますし、インターネットの調査についてのご提言もありましたが、今出ている結果だけではなく、その手法の活用についても多様化を図ってまいりたいと考えてございます。

それに関連いたしまして、資料1、2ページの「4.計画策定にかかる協議及び意見聴取の場」というのがございまして、市の行政といたしましてはこの記載に基づき、意見聴取の場を市民意識調査を含むあらゆる手法を通じて、できる限り設けていきたいというふうに考えております。

次に、横断的なマネジメントについて、どこが今までと変わったのかというご質問につきまして、事務局からお答えいたしました。具体的に申しますと、このアクションプランが今まではなく、新たに作ったところが大きな変更点であると考えてございまして、このアクションプランに載せてある施策と、各部署が設定した目標値を、アクションプランに一括して掲載して、この審議会や庁内の組織で、横串を刺してチェックしていくというところが一番変わった点でございまして、それを念頭において、ぜひこれからもこの審議会で横串を指す審議の場としてご議論いただければと考えております。

最後に事業者選定の方法論についてもご議論がありました。最終的にこの方法論を決めるのは市長でございますけれども、審議会の意見を十分参考に、契約入札方法を決定していきたいと思っております。

和泉市が置かれた状況を少し説明いたしますと、ご指摘がありましたように、価格型の契約入札方式にも課題はあるんですけれども、提案型に切り替えたらといって素晴らしい契約入札が実現できているかというところではなくて、今の和泉市のプロポーザル方式には課題がたくさんあって、そのプロポーザル方式の随意契約の実務的なやり方については今その改革の途上でございますのでそういったことを含めて、最終皆様方のご審議を経て市長において最終決定をいたしたいと存じます。以上少し長々と申し上げましたが、複数年にわたりましてこの計画を皆様方にご審議いただくこととなりますので、どうしても言い残しておきたいこととして、本日コメントをさせていただいた次第でございます引き続き、この審議会でのご議論をよろしくお願いを申し上げまして、市長になりかわりまして私からの最後のご挨拶とさせていただきます。本日も誠にありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては長い時間に亘り、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和 7 年度第 1 回和泉市人権擁護審議会を終了させていただきます。